上尾市訓令第１４号

本　　庁

上尾市まちなか再生官民連携まちづくり推進会議

上尾市まちなか再生官民連携まちづくり推進会議設置規程を次のように定める。

令和８年１１月４日

上尾市長　　畠　山　　稔

上尾市まちなか再生官民連携まちづくり推進会議設置規程

（設置）

第１条　本市における産官学民の協働によるまちづくりを総合的に推進するため、上尾市まちなか再生官民連携まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　官民連携まちづくりに関する施策の企画に関すること。

(2)　官民連携まちづくりに関する施策の推進及び進行管理に関すること。

(3)　その他推進会議が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第３条　委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

２　副委員長は、市長政策室長及び環境経済部長の職にある者をもって充てる。

３　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第４条　推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　推進会議は、推進会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第５条　推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求

めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（作業部会）

第６条　推進会議に、その所掌事務に係る事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

２　作業部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

３　作業部会に部会長を置き、当該作業部会を構成する職員の互選によりこれを定める。

４　作業部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。

５　前条の規定は、作業部会について準用する。

６　部会長は、委員長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、作業部会における調査検討の状況を委員長に報告するものとする。

（報告）

第７条　委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、推進会議における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

（庶務）

第８条　推進会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、推進会議及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、令和８年１１月５日から施行する。

別表（第３条関係）

市長政策室次長　行政経営部次長　こども未来部次長　健康福祉部次長　市民生活部次長　環境経済部次長